

お客様各位

法改正及びガイドライン改訂のお知らせ

1. 意匠法等の一部を改正する法律

2006年6月7日、我が国産業の国際競争力強化のための産業財産権の保護強化・権利取得の容易化、及び、模倣品の流通・輸出入の防止を図るため、特許法、意匠法、商標法の改正を含む「意匠法等の一部を改正する法律」が公布されましたので、以下に改正の概要をお知らせ致します。

(1) 意匠法の改正

①意匠権の存続期間の延長（意21条）

現行 登録日から15年 → **改正後** 登録日から20年

②情報家電等の操作画面のデザインの保護の拡充（意2条2項）

物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについても保護対象に含まれることとなった。また、当該画面デザインがその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護される。

→初期画面以外の画面や別の表示機器に表示される画面も保護対象とされる。

現行

- ・物品の成立性に照らして不可欠なもの
- ・物品自体の有する機能により表示されているもの
- ・変化する場合において、その変化の様相が特定したもの
 例) 液晶時計の時刻表示部
 体温計の体温表示部
 携帯電話の初期画面

↓

改正後

- ・改正前に保護対象となっていた画面デザイン
- +
- ・物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザイン
 例) 携帯電話の通話者選択画面
- ・同時に使用される別の物品の表示部に表示される上記画面デザイン
 例) DVD再生録画機の録画予約操作画面デザイン

③意匠の類似の範囲の明確化（意24条2項）

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者（消費者、取引業者）の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うことが明文化された。

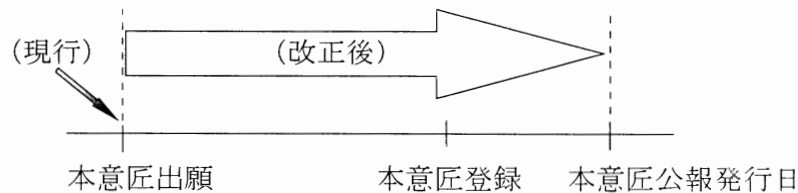
④デザインのバリエーション（関連意匠※¹）の出願期限の延長（意10条）

本意匠と同日出願の場合にのみ認められていた関連意匠の出願が、本意匠の公報発行日前であれば関連意匠として登録を受けることが可能となった※²。

※1. 関連意匠制度とは、一つのデザイン・コンセプトから創作された多数のバリエーションの意匠について、意匠の中から選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠を関連意匠として保護する制度をいう。

※2. 本意匠と関連意匠の意匠権についての専用実施権は、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならないことから（意27条1項）、今回の改正に伴い、すでに専用実施権が設定された本意匠についての関連意匠の登録はできないこととなった（意10条4項）。

〔関連意匠の出願時期〕



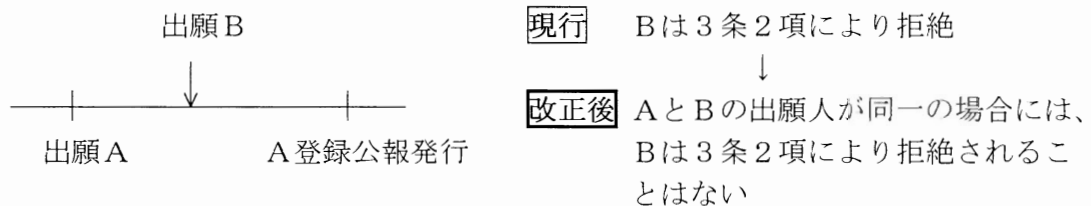
現行 本意匠と同日出願のみ → **改正後** 本意匠の出願日～本意匠の公報発行日前まで

⑤先願意匠の一部と同一又は類似である後願の部品・部分意匠に関する出願の時期的要件の緩和（意3条の2但書き）

公報の発行がされた先願意匠の一部と同一又は類似である後願の部品・部分意匠が、先願意匠の公報発行日前までに申請されたものであって、出願人が同一であれば、後願の部品の意匠・部分意匠は3条2項本文※3の適用から除外される。

※3. 公報の発行がされた先願意匠の一部と同一又は類似である後願の意匠が、先願意匠の公報発行日前までに申請された場合には、意匠登録を受けることができない（意3条2項本文）

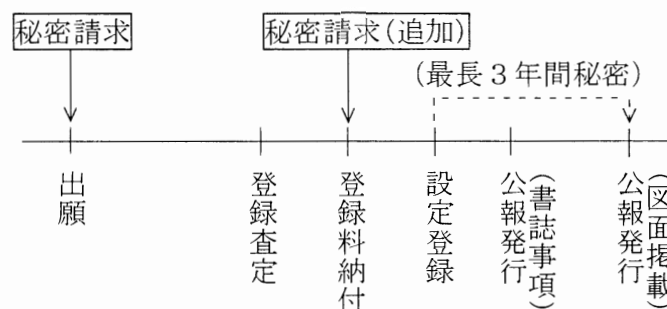
〔BがAの一部と同一又は類似の場合〕



⑥秘密意匠制度※4の請求可能時期の追加（意14条2項）

秘密意匠の請求をすることができる時期について、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合にも可能となった。

※4. 秘密意匠制度とは、デザインを製品化する前に模倣されないように、登録から最長3年を限度としてその登録意匠を公開しないこととする制度をいう。



現行 出願時のみ → **改正後** 出願時+第1年分の登録料納付と同時

⑦新規性喪失の例外の適用に係る証明書類提出期間の延長（意4条3項）

公知となった自らの意匠によって、出願した意匠が新規でないといえないための証明書類の提出期間が、出願日から30日以内に延長された。

現行 出願日から14日以内 → **改正後** 出願日から30日以内

（２）商標法の改正
①小売及び卸売の業務に係る商標の保護（商2条2項）

「小売」及び「卸売」の業務において顧客に対して便益を提供する際に使用される商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務に係る商標として商標登録を受けることができることとなった。

保護対象となる具体的なサービスとしては、商品を取り扱い販売する小売及び卸売業に関するものであれば、デパート・コンビニエンスストア・家電量販店などの総合小売店や、靴屋・本屋・八百屋などの専門店により提供される顧客に対して行う便益の提供が含まれる。

また、通信販売事業者、インターネット販売事業者などによるものも含まれる。

【経過措置】
a) 継続的使用権

改正法施行前から日本国内で不正競争の目的でなく小売サービスに使用されている商標は、施行の際に小売サービスを行っている範囲内については、小売サービスについての登録商標があつたとしても、継続して使用できることとする。

また、本改正法施行の際にその商標が需要者の間に広く認識されている場合は、施行の際の業務を行っている範囲に限定されることなく、その商標を継続して使用できることとする。

なお、継続的使用権を認めることに伴い、商標権者は商標権の行使が制限されることとなるため、それに代わる措置として、継続的使用権を有する者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求できることとする（混同防止表示請求権）。

b) 出願日の特例

施行後3月間（特例期間）に出願された小売サービスを指定役務とする出願同士は同日出願として審査を行う。

c) 使用に基づく特例

出願日の特例の適用を受けた結果、同日出願となった出願同士については、施行前から使用していた商標に係る出願を優先して登録することとする（但し、本改正法施行前から日本国内で不正競争の目的でしようしていた場合は除かれる。）。

特例の適用を受ける出願が複数ある場合には、他の登録要件を満たす限り、それぞれ登録する。

[使用に基づく特例の適用の主張]

出願日の特例により実際に他人の出願との競合が問題となり、協議命令があつた場合には、協議命令の応答期間中（通常40日）に、出願した商標が、施行前から国内で自己の業務に係る小売サービスについて使用している商標であり、且つ、出願した小売サービスがその小売サービスであることを証明する書面等を提出する。

[重複登録解消のための措置]

・混同防止表示請求（準商24条の4）

重複登録の他方の商標権者等の登録商標の使用により業務上の利益が害されるおそれがある場合には、商標権者等は、混同防止表示を付すべきことを請求できる。

・取消審判の特例（準商52条の2）



重複登録に係る商標権者が、不正競争の目的で自己の登録商標の使用をして、重複登録の他方の商標権者等との間で混同を生じさせた場合には、何人も、商標登録の取消審判の請求ができる。

②団体商標^{※4}の主体の拡大（商7条1項）

広く社団（法人格を有しないもの及び会社を除く）^{※5}も主体となることが可能となった。

※4. 団体商標登録制度とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度をいう。

※5. 例えば、商工会議所、商工会、NPO法人、中間法人等が該当する

現行

- ・ 民法34条の規定により設立された社団法人
- ・ 事業協同組合その他特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）
- ・ 上記団体に相当する外国の法人



改正後

- ・ 社団（法人格を有しないもの及び会社を除く）
- ・ 事業協同組合その他特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）
- ・ 上記団体に相当する外国の法人

（3）特許法の改正

①分割出願することができる時期の追加（特44条1項）

分割出願とすることができる時期が、特許査定後及び最初の拒絶査定後30日以内であれば出願の分割を認められるようになった。

現行 明細書等の補正ができる期間内 → **改正後** 明細書等の補正ができる期間内 + 特許査定後・最初の拒絶査定後30日以内

②分割出願の補正制限（特50条の2・特17条の2第5項）

分割前の原出願に通知された拒絶理由が解消していない分割出願には、1回目の拒絶理由の通知であっても「最後の拒絶理由通知」が通知された場合と同じ補正制限^{※6}が課される。

※6. 特許請求の範囲についてする補正が、①請求項の削除、②特許請求の範囲の限定的減縮、③誤記の訂正、④明瞭でない記載の釈明、のいずれかを目的とするものに限定される。

③別発明に変更する補正の禁止（特17条の2第4項）

最初の拒絶理由通知を受けた後は、審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することが制限される。別発明に変更する補正は拒絶の理由（最後の拒絶理由通知後の場合は補正却下）とされる。

→補正前の発明と補正後の発明とが、発明の単一性（特37条）の要件を満たす一群の発明に該当するものでなければならない。

④外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長（特36条の2第2項）

最初に外国語で日本に出願した場合に、追って提出すべき日本語翻訳文の提出期限が、出願日（パリ優先権を伴って日本に出願した場合には、第一国出願日）から1年2ヶ月

以内に延長された。

現行 出願日から2ヶ月以内 → **改正後** 出願日から1年2ヶ月以内

(4) 模倣品対策の強化

①権利の効力の拡大（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）

特許法・実用新案法・意匠法の実施の定義、商標権の使用の定義に「輸出」が追加された。

→模倣品の輸出を侵害行為として、水際で差止めることなどができるようになる。

②譲渡等を目的とした所持の追加（意38条、特101条、実28条）※商標法では措置済み

模倣品を「譲渡、貸渡し等又は輸出のために所持する行為」が侵害行為に追加された。

→譲渡等による模倣品の拡散を未然に防止することが可能となる。

③罰則の見直し（特許法・実用新案法・意匠法・商標法・不正競争防止法）

- a) 特許権、意匠権及び商標権の侵害罪並びに営業秘密侵害罪(不正競争防止法)について、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1000万円に引き上げる(特196条・意69条・商78条・不21条)。
- b) 実用新案権の侵害罪及び商品形態模倣行為罪(不正競争防止法)について、懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に引き上げる(実56条・不21条)。
- c) 産業財産権四法のみなし侵害罪(いわゆる「間接侵害」)について、懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に揃える(特196条の2・実56条・意69条の2・商78条の2)。
- d) 産業財産権四法の侵害罪について、懲役刑と罰金刑の併科を可能とする。
- e) 産業財産権四法の侵害罪及び営業秘密侵害罪・商品形態模倣行為罪(不正競争防止法)について、法人への罰金刑(法人重課)の上限を3億円に引き上げる(特201条・実61条・意74条・商82条・不22条)。
- f) 秘密保持命令違反罪(産業財産権四法、不正競争防止法)について、法人重課の上限を3億円に引き上げる(特201条・実61条・意74条・商82条・不22条)。

| | 侵害罪の上限 | | 併科の有無 | 法人重課の上限 |
|-----------|-------------------------|-----------------------|--------------|----------------|
| | 直接侵害 | 間接侵害 | | |
| 特許法 | 5年・500万円 →10年・1000万円 | 5年・500万円 →変更なし | 併科なし →併科 | 1億5千万円 →3億円 |
| 実用新案法 | 3年・300万円 →5年・500万円 | 3年・300万円 →5年・500万円 | 併科なし →併科 | 1億円 →3億円 |
| 意匠法 | 3年・300万円 →10年・1000万円 | 3年・300万円 →5年・500万円 | 併科なし →併科 | 1億円 →3億円 |
| 商標法 | 5年・500万円 →10年・1000万円 | 5年・500万円 →変更なし | 併科なし →併科 | 1億5千万円 →3億円 |
| 不正競争防止法 | | | | |
| ・営業秘密侵害 | 5年・500万円 →10年・1000万円 | / | 併科 (措置済み) | 1億5千万円 →3億円 |
| ・商品形態模倣行為 | 3年・300万円 →5年・500万円 | | 併科 (措置済み) | 1億円 →3億円 |

この改正法の施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとなっております。

但し、(1)－⑦、(2)－②は公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日、(4)は平成19年1月1日からの施行となっております。